

第4章 都市計画の方針

本章では、第3章に記載している「めざす2025年（平成37年）の都市空間」の実現に向けた都市計画の方針として、「土地利用」、「都市交通」、「市街地・住環境の整備」、「環境共生（緑・水・エネルギー）」、「都市の安全・安心」、「都市デザイン」の6つの分野ごとに、現状と課題、基本方針、施策の方針を示します。

第1節

土地利用

1. 現状と課題

①まちのゾーン

人口減少や超高齢化の進行、地球温暖化防止等の環境問題などに対応し、コンパクトで効率的な都市空間を形成するため、無秩序な住宅開発等による市街地の拡大を抑制し、都市内では、公共交通を中心にして、歩いて暮らせる範囲に都市機能を集積することが求められています。

最近の土地利用の現状をみると、住宅地では、六甲山系の山麓部に広がる低層住宅地において、土地利用転換による規模の大きな中高層住宅の立地がみられ、周辺と調和した土地利用を誘導していく必要があります。

複合機能地では、工場跡地に大規模な住宅や商業施設の立地がみられ、既存の工場の操業環境に配慮した住宅・商業・工業の調和が求められています。

高度商業・業務地では、超高層マンションが多く建設されるようになり、魅力ある商業・業務施設の集積と都心居住との調和をはかっていく必要があります。

工業・流通業務地では、都市に活力をもたらす産業機能の一層の拡充・強化や、臨海部における低・未利用地の有効活用が求められています。

②田園のゾーン

食料自給率の向上や食の安全性が求められるなど、農業の重要性が再認識される一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地や適切に管理されていない里山が増加するなど、良好な農村環境の維持が困難となっています。また、幹線道路沿いでの資材置場や駐車場などの土地利用について適切な対応が必要となっています。

③みどりのゾーン

低炭素都市の実現をはじめ、緑地環境の保全、土砂災害の防止、良好な都市景観の形成、多様な生物の生息環境の形成などの観点から、これまで以上に重要性を増している緑地を適切に保全・育成していく必要があります。また、六甲山については、市民の憩い・レクリエーションの場として十分に活用することが求められています。

2. 基本方針

神戸の都市空間は、神戸港を中心として形成された既成市街地と、郊外に発展した市街地からなる「まちのゾーン」、農地・集落・里山などの「田園のゾーン」、六甲山系や帝釈・丹生山系などの「みどりのゾーン」の3つのゾーンで構成されています。今後も、原則としてこの3つのゾーンの区域を維持しながら、社会経済情勢の変化に対応し、地域特性を活かした適正な土地利用を誘導していきます。

①まちのゾーン

「まちのゾーン」では、現在の都市基盤を最大限に活かし、必要な機能更新を進めながら、様々な都市機能が十分に発揮され、それぞれが相互に調和するような土地利用の形成をはかり、安全・安心・快適で活力と魅力ある持続可能な都市空間の形成をめざします。

特に、「鉄道などの公共交通を中心に都市機能がコンパクトにまとまった都市構造」をめざして、都市機能が高度に集積した市街地や、ゆとりのある市街地などを戦略的に形成するとともに、都心域を多様な都市機能が集積し複合した市街地とします。

住宅地では、きめ細やかな土地利用の誘導により、地域ごとの暮らしやすさや活力を向上し、安全・快適で利便性の高い、いつまでも住み続けることができる都市空間の形成をめざします。

複合機能地では、居住機能、商業・業務機能、文化・教育機能など多様な都市機能の強化をはかり、利便性の高い活力と魅力あふれる都市空間の形成をめざします。

高度商業・業務地では、特色ある商業・業務機能や文化・観光機能などの強化・連携をはかり、神戸の中心となる魅力あふれる都市空間の形成をめざします。特に都心部では、ウォーターフロントと一体となった新たなにぎわい空間の創出をめざします。

神戸経済を支える基幹産業が集積した工業・流通業務地や、知識創造型産業などが集積した「知識創造エリア」では、さらなる産業の集積などにより、神戸の活性化をめざします。

②田園のゾーン

「田園のゾーン」では、良好な農村環境を保全・育成するとともに、人口減少・超高齢化の進行に伴う担い手不足に対応するため、里づくりへの取り組みなど農村地域の活性化をめざします。

③みどりのゾーン

「みどりのゾーン」では、環境や景観、防災における長年の取り組みで形成してきた六甲山系などの良好な自然環境を保全・育成し、次世代へ継承することをめざします。



3. 施策の方針

(1) 市街化区域と市街化調整区域の区分

神戸の都市空間全体の総合的な整備・開発・保全をはかるため、市全域を市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き）し、計画的なまちづくりを進めます。

市街化区域では、用途地域など土地利用のルールを定め計画的なまちづくりを進めます。これに「暫定市街化調整区域」や「特定保留区域」を含め、「まちのゾーン」として計画的なまちづくりを誘導することにより、安全・安心で快適な市街地の形成を進めます。

市街化調整区域では、無秩序な土地利用を防ぐことで、優良な農地が多く残る田園地域を「田園のゾーン」として、自然環境が豊かな森林を「みどりのゾーン」として計画的に保全します。

今後、人口減少や超高齢化の進行とともに、これまでの人口増加を前提とした都市の拡大成長から、成熟した社会構造へと転換が進むなか、環境への負荷を軽減しながら都市の持続的な発展を維持し、活力があり、快適で暮らしやすい都市空間の形成をめざしていく必要があります。

そこで、原則として住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制し、既存の地域資源を有効に活用した機能的な都市の形成をこれまで以上に推進していきます。また、今後とも定期的（概ね5年ごと）に線引きの見直しを行い、社会経済情勢の変化等に対応しながら適切な土地利用を誘導していきます。

【線引き見直しの基本方針】

市街化区域の規模は、将来の人口や産業の見通しなどを考慮し、開発と保全の均衡をはかりながら定めます。

◆市街化区域から市街化調整区域への編入

- ・市街化区域内のまとまった農地や山林等で、計画的なまちづくりの見込みがない区域や、自然環境の保全及び都市の防災性向上をはかるために保全することが望ましい区域は、「市街化調整区域」に編入します。
- ・市街化区域内のまとまった農地や山林等で、計画的なまちづくりを進めるための条件整理に時間を要する区域は、その間の無秩序な開発を防止するため、「暫定市街化調整区域」に編入します。

◆市街化調整区域から市街化区域への編入

- ・市総合基本計画や都市計画マスタープラン等に位置づけられ、計画的なまちづくりの実施が確実と認められる区域に限り、「市街化区域」に編入します。ただし、まちづくりの実現に時間を要する区域は「特定保留区域」に位置づけます。
- ・「暫定市街化調整区域」および「特定保留区域」については、計画的なまちづくりの実現が明らかになった段階で、「市街化区域」に編入します。

(2) 市街化区域の土地利用

「まちのゾーン」を形成する市街化区域では、地域の特性に応じて、「住宅地」「複合機能地」「高度商業・業務地」「工業・流通業務地」に区分し、地域ごとにきめ細やかな土地利用を誘導します。

①住宅地

－ 地域特性に応じた住環境の保全 －

戸建住宅や共同住宅などの住宅を主体に、日常生活を支える生活利便施設が、必要に応じて立地した市街地を「住宅地」として位置づけます。

住宅地では、それぞれの地域の特性に応じて、きめ細やかに建物の高さや規模、用途などを誘導するとともに、生活環境に大きな影響を与える施設の立地を抑制し、快適で住みやすい良好な住環境を維持・保全します。

また、住宅地の緑化を引き続き促進し、緑豊かなまちなみを形成することにより、子育て世代から高齢者まであらゆる人々が快適に住み続けられる住環境の形成に取り組みます。特に、今後のさらなる高齢者の増加に対応するため、徒歩圏内に日常生活を支える商業、医療、福祉などの生活利便施設が立地した住宅地の形成をはかります。

古い木造住宅などが密集し、防災面などの改善が必要と考えられる住宅地では、防災性の向上と、住環境の改善を進めます。

六甲山系の山麓部などでは、空き地の活用などにより、隣接する「みどりのゾーン」と連続する緑地の創出や、緑豊かでゆとりのある低層住宅を中心とした住環境の形成を誘導します。

住宅地に残る身近な農地については、計画的な保全をはかり、農業と調和した、ゆとりある良好な都市環境を形成します。

多くの大学が立地している六甲山系の東山麓部では、「知識創造エリア」として研究機能の維持、強化をはかります。

<西神ニュータウン>



②複合機能地

－ 多様な都市機能の集積と調和 －

都心域や、主要な鉄道駅の周辺など、住宅をはじめ商業・業務施設、文化・教育施設、産業施設など、様々な都市機能が集積している市街地を「複合機能地」として位置づけます。

複合機能地では、ここに集積する多様な都市機能を強化するとともに、地域の特性に応じてきめ細やかに土地利用を誘導していくことで、都市空間全体の魅力や活力、利便性のさらなる向上をはかります。

住宅・店舗・工場などが共存している地域では、高い利便性を活かし、暮らしやすい住環境

を形成するとともに、工場などの操業環境を守りながら、住宅などの適切な立地を誘導し、住宅・商業・工業の調和のとれた市街地を形成します。

大規模な工場跡地など、土地利用の転換が想定される地域では、地域の将来像を見すえうえで、無秩序な土地利用を防ぎ、地域にふさわしい土地利用を誘導します。

また、土地利用転換により住宅地化が進んでいる地域では、無秩序な土地利用の混在を抑制し、住環境を保全します。

主要な鉄道駅周辺に位置する「都心拠点」や「地域拠点」では、商業・業務、福祉・医療など多様な施設が、中高層の共同住宅と調和しながら集積した、利便性の高い都市空間の形成を進めます。

また、隣接市との連携機能を有する「連携拠点」では、ターミナル機能をはじめとした多様な機能の集積・強化をはかります。

<複合機能地のイメージ>



③高度商業・業務地

— 高度な集積と魅力・活力の創出 —

神戸の中心地であり、商業・業務、文化、交流、行政などあらゆる機能が高度に集積している三宮周辺と、医療産業など知識創造型産業が集積しているポートアイランドを「高度商業・業務地」として位置づけます。

特に、多くの公共交通機関が集まり、多様な都市機能が高度に集積した三宮駅周辺は、「都心核」として神戸の中核管理機能、業務・商業機能などをさらに高度に集積させ、神戸の玄関口にふさわしい都市空間の形成を進めます。また、ウォーターフロントと一体となった新たなにぎわい空間の創出をめざし、戦略的に土地利用を誘導します。

ポートアイランドは、「知識創造エリア」として、医療・健康・環境など知識創造型産業の集積を強化します。

なお、高度商業・業務地における居住機能については、商業・業務施設の集積とのバランスがとれた適切な誘導をはかります。

<三宮・元町周辺>



④工業・流通業務地

ー 活力をもたらす産業エリアの機能強化 ー
臨海部の工場集積地である「臨海産業エリア」や、内陸部の新産業団地などの「内陸新産業エリア」、神戸港の「港湾物流エリア」などを「工業・流通業務地」として位置づけます。産業・港湾物流機能のさらなる集積と機能拡充をはかり、神戸に活力をもたらす都市空間を形成します。

これまで神戸経済を支えてきた基幹産業が集積する臨海部などでは、産業構造の変化にも対応できる工業・流通業務地として、さらなる機能強化をはかります。

内陸部の新産業団地などでは、充実した広域交通ネットワークなどを活かし、産業機能の集積を引き続き強化します。

神戸港では、港湾物流の拠点としての機能を維持・強化するとともに、都心部に近いウォーターフロントの遊休地については、将来像をみずえた適切な土地利用を誘導します。

西神地域の新産業団地周辺は、「知識創造エリア」として医療・健康・環境など知識創造型産業の集積を誘導します。

将来、工場の移転などにより土地利用転換の動きがみられる場合は、新たな土地利用の動向をみずえ、既存工場などの操業環境の維持・保全に努めます。

<神戸流通センター>



<東部第2工区～摩耶ふ頭>



(3) 市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域では、原則として住宅開発等による市街化を抑制し、緑豊かな自然環境を維持・保全・活用しながら、快適で魅力にあふれる都市空間の実現をめざして、地域特性を活かした秩序ある土地利用を誘導します。

①田園のゾーン

人と自然とが共生する農村地域の活性化をはかるため、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき、協働と参画による里づくりに取り組みます。

地域住民が主体の里づくり協議会の活動において、住民の意向や地域の課題等を整理しながら、里づくり計画として、農業の振興や集落環境の整備の計画、農村景観の保全・形成や土地利用の計画等を策定し、その実現にむけた計画的な土地利用を進めます。

また、農業後継者の不足が深刻な農村地域においては、「新田園コミュニティ（既存の住民と新しい人々との融合をはかる新しいコミュニティ）」の形成などにより、集落活性化のための取り組みを進めます。

<収穫体験風景>



②みどりのゾーン

自然環境・景観に優れた六甲山系や帝釈・丹生山系、雄岡山・雌岡山周辺など、都市の骨格を形成する緑地については、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に基づき、みどりの聖域として、良好な緑地環境や風致の保全をはかります。

特に、市街地に隣接する六甲山系の山麓部の緑地においては、樹林整備などを進めることで防災機能の強化をはかるとともに、神戸らしい都市環境や都市景観を形成している重要な都市近郊の緑地として、より一層の保全・育成を推進します。

<帝釈・丹生山系>



神戸市全体の土地利用の分類

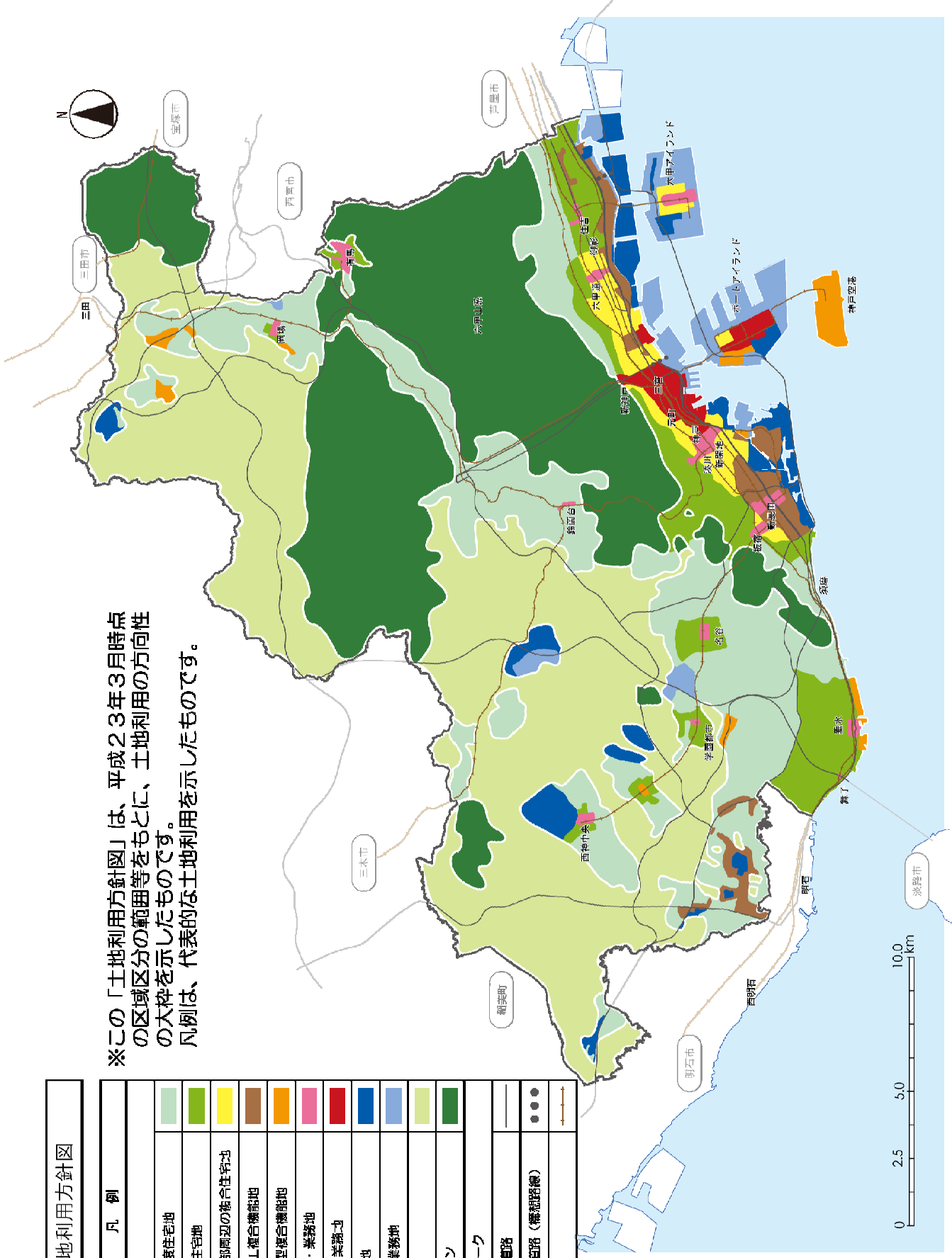
※「まちのゾーン」では、地域特性に応じて「住宅地」「複合機能地」「工業・流通業務地」をさらに分類し、きめ細やかに土地利用を誘導していきます。

ゾ ー ン		土 地 利 用 の 分 類	
ま ち の ゾ ー ン	住 宅 地	低密度住宅地	既成市街地の山麓部や垂水・西北神の市街地などに位置し、戸建住宅を基本としながら、低層住宅地の良好な住環境に調和した共同住宅などが立地する、ゆとりのある住宅市街地
		一般住宅地	既成市街地の山麓部や垂水・西北神の市街地などに位置し、主に中層程度の共同住宅と、戸建住宅などが調和しながら立地する住宅市街地
	複合機能地	都心部周辺の複合住宅地	都心部の周辺に位置し、土地の高度利用をはかりながら、中高層の共同住宅と日常生活を支える商業施設などが共存する、利便性の高い住宅市街地
		住商工複合機能地	既成市街地東部の浜手側や、兵庫・長田に位置し、住宅、商業、工業など、多様な機能が調和し共存する市街地
		開発型複合機能地	臨海部や内陸部に位置し、多様な都市機能を複合的に集積させることを目的に、計画的に開発された市街地
	高度商業・業務地	商業・業務地	主要な鉄道駅の周辺など、地域生活の拠点となる商業・業務機能が集積した市街地
		高度商業・業務地	商業・業務機能が高度に集積した三宮周辺の都心部と、知識創造型産業の集積を進めるポートアイランドの市街地
		工業地	臨海部の工場集積地や内陸部の新産業団地など、工業施設を中心とした市街地
	田 園 の ゾ ー ン	工業・流通業務地	港湾物流の拠点である神戸港や内陸部に計画的に整備された物流団地など、流通業務施設を中心とした市街地
		みどりのゾーン	農地・里山・集落など、良好な営農環境・生活環境・自然環境を維持・活用し、人と自然が共生した秩序ある土地利用をめざす田園の地域
	みどりのゾーン	都市の骨格を形成する六甲山系など、環境、防災、景観などに配慮し、豊かな自然環境を適正に保全・育成していく緑地の地域	

土地利用方針図

凡例	
まわりのゾーン	
住宅地	低密度住宅地
	一般住宅地
複合機能地	都市圏周辺の複合住宅地
	在山上複合機能地
	開発型複合機能地
	商業・業務地
高層商業・業務地	
産業・業務地	工業地
	流通業務地
田園のゾーン	
みどりのゾーン	
交通ネットワーク	
広域幹線道路	—
広域幹線道路（構造路線）	●●●
鉄道	—+—

※この「土地利用方針図」は、平成23年3月時点の区域区分の範囲等をもとに、土地利用の方向性の大枠を示したものです。
凡例は、代表的な土地利用を示したものです。



第2節

都市交通

1. 現状と課題

都市の成熟期を迎え、都市の機能がコンパクトに集積された都市空間をめざすためには、便利で快適な人の移動環境と効率的な物の移動環境を確保していく必要があります。

また、経済のグローバル化に対応して、港や空港などにおける広域的な人や物の流れを円滑化し、低炭素都市を実現するためには、多様な都市活動を支える陸・海・空の総合的な交通環境を形成していくことが重要です。

人の移動では、人口減少・超高齢化の進行や地球温暖化防止などの環境問題に対応するために、自動車交通に過度に依存せず、公共交通を中心とした交通体系へと転換することが求められています。

特に、神戸の玄関口である三宮駅周辺では、乗り換えがしやすく快適に移動できるよう、交通結節機能の拡充・強化をはかる必要があります。さらに、HAT 神戸からハーバーランドに至るウォーターフロントは、三宮・元町・神戸の各駅か

ら歩いていける距離にあり、南北・東西方向の歩行者動線の強化などによる回遊性の向上、水際空間のにぎわいづくりなどが求められています。神戸空港では、神戸の空の玄関口として、さらなる利便性の向上をはかる必要があります。

物の移動では、国際コンテナ戦略港湾としての神戸港の機能強化や、港を支える広域圏幹線道路の未開通区間の解消、料金体系の一元化などに取り組んでいく必要があります。

都市の骨格を形成し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える主要幹線道路ネットワークは、概ね完成しているものの、一部に未開通区間が存在しています。交通渋滞の解消や災害時の輸送機能を確保するためにも、より一層効率的、効果的に整備していく必要があります。

2. 基本方針

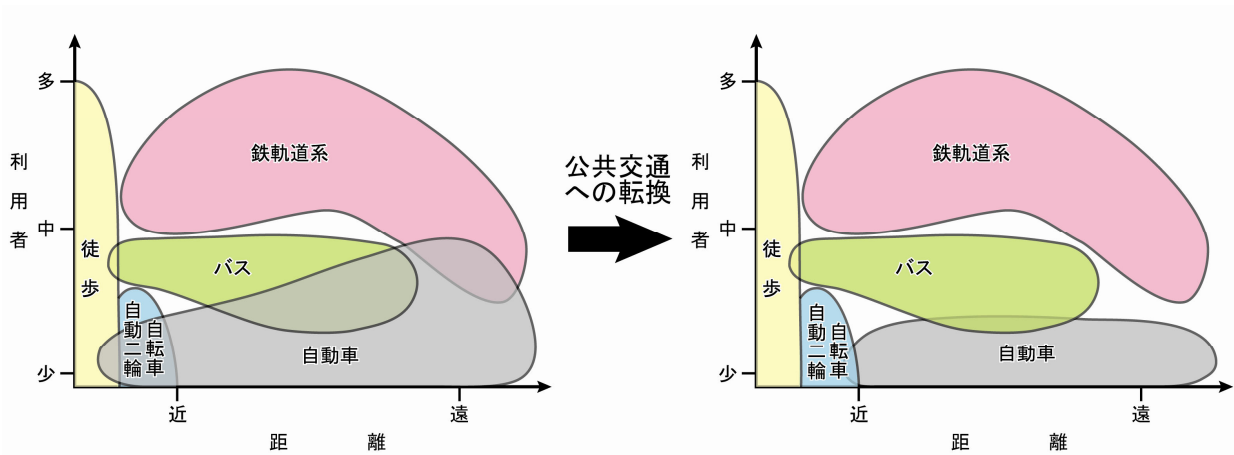
人と物の円滑な流れや知の交流などの多様な都市活動を促進し、これからの神戸の活力・魅力あるまちづくりを支えるためには、メガ・リージョンを形成する関西圏の都市基盤として、神戸港、神戸空港などの機能の強化をはかるとともに、環境にも配慮した陸・海・空の総合的な交通環境の形成をめざします。

国際物流や都市活動の持続的な発展を支えるため、国際コンテナ戦略港湾である神戸港を中心とした物流機能の強化や、それを支える広域圏幹線道路ネットワークの形成をめざします。

また、超高齢化の進行をふまえた、すべての人にやさしく、暮らしやすいまちづくりや、低炭素都市を実現するために、市民の自発的な行動転換を促し、鉄道やバスなどの公共交通を中心とした交通ネットワークの維持・形成を推進します。特に、都心域においては、利便性の高い公共交通ネットワークの形成をめざします。

これらの方針に基づいて着実に取り組むために、必要となる交通に関する基本理念、施策の方向性、具体的な施策などを示した総合交通計画を策定していきます。

<交通手段の適用範囲の概念>



(建設省(現国土交通省)資料をもとに作成)

3. 施策の方針

(1) 総合交通ネットワークの形成

①交通ネットワークの形成

ア. 広域的な交通拠点の機能強化

関西圏が広域連携都市圏（メガ・リージョン）として機能するため、神戸が広域圏との円滑な交流を促進する都市基盤として、新神戸駅、神戸港、神戸空港の機能強化をはかります。

イ. 公共交通ネットワークの維持・形成

鉄道を基幹とし、バスで補完するほか、地域が主体的に運行するバスなど、需要に応じた多様な交通手段により構成される公共交通体系の維持・形成を進めます。

（鉄道網）

大量輸送機関として都市間、都市内移動の重要な役割を担う鉄道輸送の安定性を確保し、輸送の円滑化を促進します。

（バス路線網）

鉄道網と有機的に連携した、利用しやすいバス路線網の維持・形成をはかります。また、バスの走行環境の向上をはかります。

ウ. 主要幹線道路ネットワークの形成

（広域圏幹線道路）

国内外との交流や物流を促進するために、神戸港や神戸空港の機能強化にあわせて、広域圏幹線道路ネットワークとして、新名神高速道路、神戸西バイパス、大阪湾岸道路西伸部などの整備を促進します。

（都市内幹線道路・補完的幹線道路）

都市内幹線道路として、神戸三田線、垂水妙法寺線、須磨多聞線、明石木見線などの整備を進めるとともに、これらを補完し、地域などを連絡する補完的幹線道路の整備を進めます。

②快適な移動環境の確保

駅前広場の整備など交通結節機能の強化、公共交通機関の乗り換えの円滑化の推進、交通施設のバリアフリー化、適切なメンテナンスなどの取り組みを推進します。

特に、神戸電鉄鈴蘭台駅などの交通結節点においては、鉄道とバスなどの乗り換えの円滑化をはかるとともに、まちの玄関口にふさわしい駅前広場空間の形成をはかります。

また、道路と鉄道との交差による市街地の分断、交通渋滞の解消、安全性の確保、交通の円滑化をはかるため、阪神電気鉄道（魚崎～芦屋）など、道路と鉄道の連続立体化や単独立体交差事業を推進します。

有料道路の円滑な乗り継ぎや料金体系の一元化などを推進します。

情報案内板等によって公共交通の乗降場や施設等の情報を市民にわかりやすく提供します。

物流については、国際コンテナ戦略港湾として西日本の集荷拠点をめざすため、貨物輸送におけるトラックフィーダーの強化や、内航フィーダーなどの利用促進をはかります。

③三宮駅周辺の大改造

神戸の玄関口にふさわしい風格ある都市空間を形成するために、公共交通機関の乗り換えの円滑化や、人々が交流・融合するオープンスペースの確保、駅前広場の機能再編などを推進します。

(2) 地域の暮らしを支える交通環境の形成

①人や環境にやさしい移動環境の形成

環境的に持続可能な交通環境をめざし、パークアンドライドをはじめ交通需要マネジメント施策などの推進により公共交通機関の利用促進をはかります。

市民の身近な道路については、歩道の段差や波打ちの解消などにより移動環境を整え、公共交通へのアクセス性の向上にも役立つ、誰もが快適に通行できる、人にやさしい歩道の形成をはかります。

また、自動車交通量に応じた車線数の検討を行い、市民ニーズをふまえた上で、歩道幅幅やバス停、停車帯、自転車レーンの設置など、道路空間の再配分を進めます。緑豊かなまちなみや緑陰空間、せせらぎ空間を創出するとともに、ベンチのある休憩スペースを設けるなど、人にやさしい移動環境の形成を進めます。

自転車の利用環境の整備や、超小型電気自動車などの多様な交通手段への対応に取り組みます。

電動自転車や電気自動車などが利用しやすい道路空間の形成や、急速充電設備の設置などを促進します。

<コミュニティサイクルの社会実験>



②生活幹線道路の整備の推進

道路が狭いために緊急車両がアクセスできないなどの課題を抱えている地域において、協働と参画により、地域の課題改善の方策を検討し、整備が必要であると合意形成がはかられた幹線道路については、生活幹線道路に位置づけて整備を実施します。

③交通の不便な地域での取り組み

交通が不便な地域においては、地域が主体的に運行するバスなど移動手段の確保をはかり、地域の暮らしを支える交通環境の形成に取り組みます。

< 淡河のゾーンバス >



(3) 都心域における魅力的な交通環境の形成

①公共交通ネットワークの形成

都心域において、基幹交通軸、ウォーターフロント交通軸、山麓交通軸、南北交通軸からなる利便性の高い公共交通ネットワークの形成を推進します。

②魅力的な交通環境の形成

都心・ウォーターフロントにおいて、回遊性の向上をはかるため、商業・業務地への過度な自動車の流入や通過交通の抑制を進めます。また、歩行者動線の整備や環境にやさしい公共交通の導入を推進し、都心・ウォーターフロントの東西、南北方向の回遊性の向上をはかります。

<旧居留地における歩道の拡幅>



三宮駅周辺では、公共空間や民間ビルの整備に合わせて、地下、地上、デッキの各レベルにおいて、ユニバーサルデザインの視点も取り入れた歩行者動線の3層ネットワークの整備を推進します。

歩行者の安全性に配慮した自転車走行空間の整備を進めます。特に、ウォーターフロントでは回遊性の向上をはかるため、東西方向の自転

車走行環境の整備を推進するとともに、複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも利用可能なコミュニティサイクルの導入など、他の交通機関との連携をはかります。

オープンカフェや休憩ベンチ等の設置など、まちのにぎわいや魅力向上のための道路空間の利活用を推進します。

<コミュニティ交流空間としての道路活用>



また、兵庫運河周辺では土地利用転換にあわせて、地域資源と連携した交通環境の形成をはかります。

③海上交通の導入促進

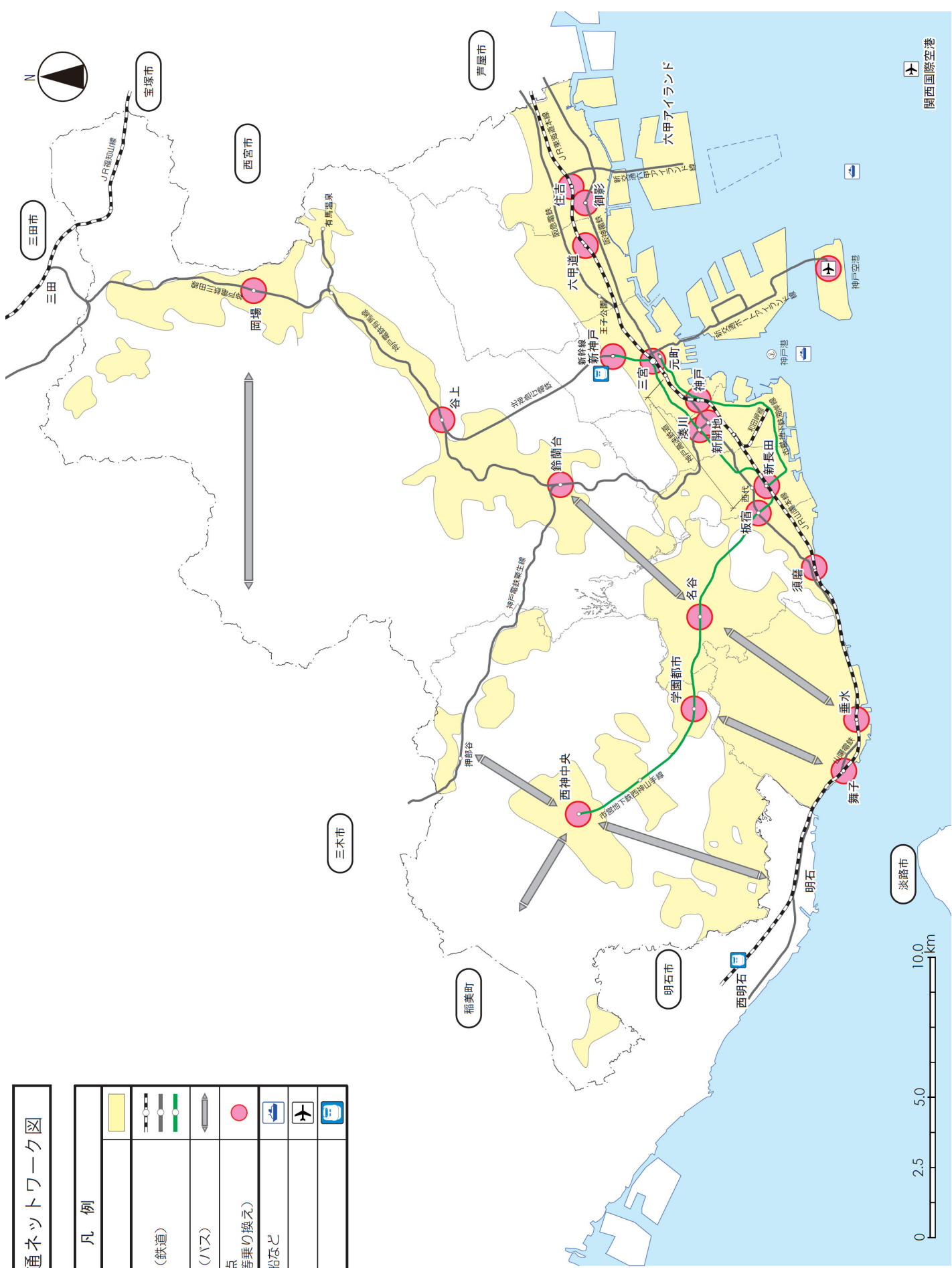
ウォーターフロントの施設等を結び、市民や観光客が気軽に利用できる海上交通の導入を促進します。

④駐車・駐輪対策の推進

駐車実態を考慮しながら、既存駐車場の有効活用をはかる施策を進めるとともに、駅周辺における放置自転車対策のため、道路空間の活用も含めた駐輪スペースの確保を進めるなど、総合的な駐車対策を推進します。

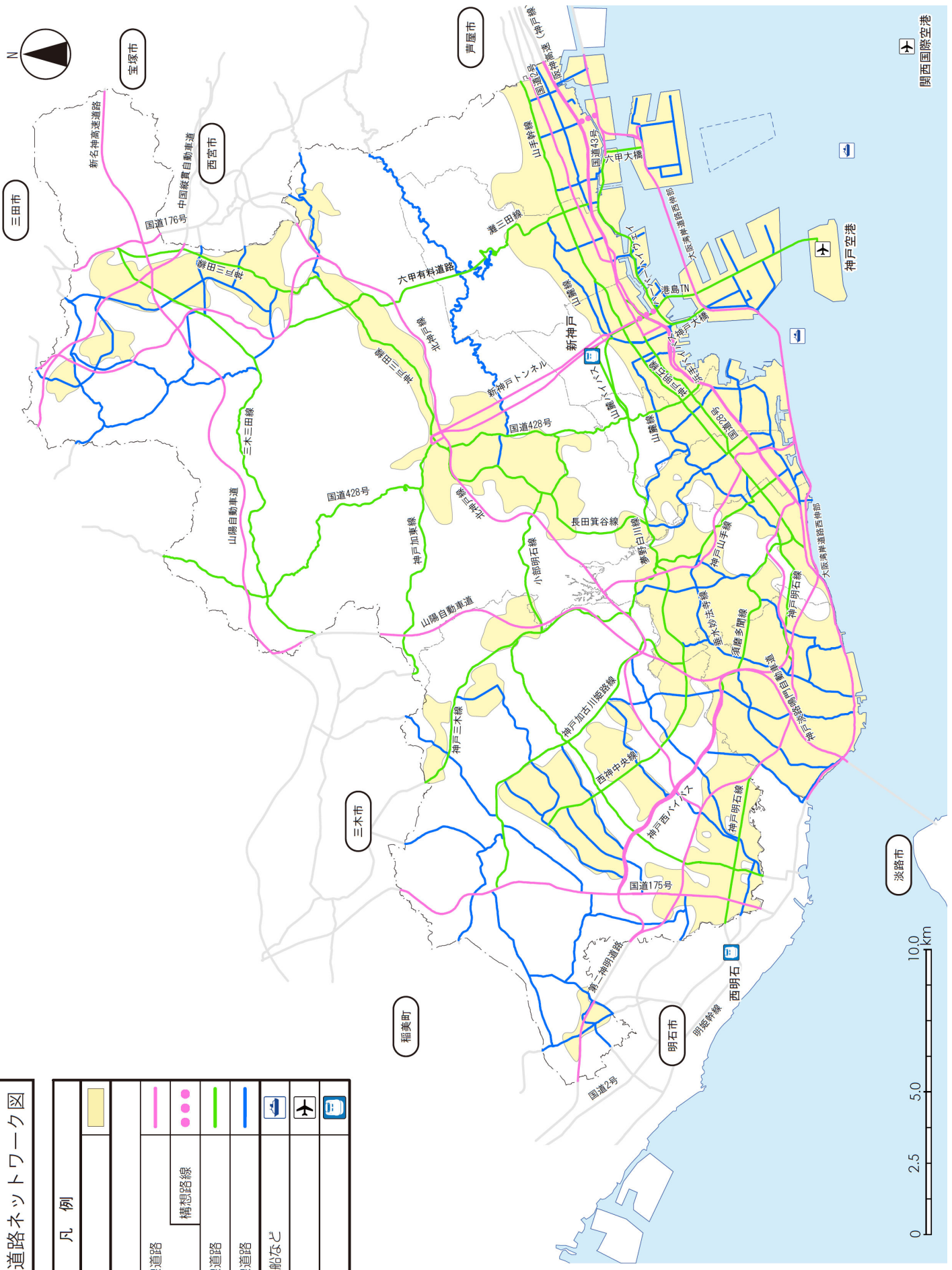
公共交通ネットワーク図

凡 例	
まちのゾーン	
広域公共交通（鉄道）	
主要公共交通（バス）	
主な交通結節点 （バス・鉄道等乗り換え）	
フェリー・客船など	
空港	
新幹線	



主要幹線道路ネットワーク図

凡例	
まちのゾーン	
主要幹線道路	
広域圏幹線道路	
構想路線	
都市内幹線道路	
補完的幹線道路	
フェリー・客船など	
空港	
新幹線	



第3節

市街地・住環境の整備

1. 現状と課題

産業構造の変化などにより、臨海部を中心に低・未利用地が発生しています。また、都心域などは、これから更新時期を迎える商業・業務施設が増えています。

経済のグローバル化が進むなか、神戸が国際的な都市間競争に負けない選ばれる都市として、持続的に発展していくためには、低・未利用地の有効活用などによる戦略的な都市空間の再構築に取り組み、活力と魅力ある市街地へと転換をはかる必要があります。

また、古い木造住宅が密集し道路や公園が不足している密集市街地には、これまで育んできた多様な資源や魅力がある一方、木造の建物が多く燃え広がりやすいことや、狭い道路が多く避難や消火が困難なこと、建替が困難なため空き家や空き地が増えてまちの活力が低下するおそれがあることなど、様々な課題があります。

このような密集市街地や、共同住宅の老朽化や店舗などの利便施設の衰退が見られる成熟したニュータウンなど、住環境の課題が生じている地域では、着実に整備改善を進める必要があります。

2. 基本方針

神戸経済の活性化をはかるため、低・未利用地の有効活用や施設の計画的な更新など、既存ストックを活かした戦略的な市街地整備による都市空間の再構築を進めるとともに、工場などの操業環境と住環境が調和した市街地の整備を進めます。

また、誰もが安全・安心で快適に暮らせる住環境の形成をはかるため、協働と参画により、

地域が育んできた多様な資源や魅力をまもり、活かしながら、「神戸市住生活基本計画」などと連携して、住宅の改修・建替や、特に密集市街地における幅員4m未満の狭い道路の拡幅整備などの取り組みを地域特性に応じて効果的に組み合わせ、きめ細やかな住環境の整備改善を着実に進めます。

3. 施策の方針

(1) 戦略的な市街地整備による都市空間の再構築

①都心域における市街地の整備

都心域では、都心拠点を中心に商業・業務施設の機能強化をはかるため、都市基盤の再整備を進めます。再整備にあたっては、民間の資金やノウハウ等の導入を促し、敷地整序型の区画整理手法等の活用による大街区化や公共施設の再配置を行うことにより、低・未利用地の有効活用を誘導します。

また、三宮駅周辺の都心核では、集積している公共交通機関の乗り換え利便性や、市民や来訪者等の回遊性の向上をはかり、神戸の玄関口にふさわしい風格ある都市空間の形成を進めます。

都心に近接したウォーターフロントでは、連続した心地よい親水空間を形成するため、オープンスペースを適切に配置します。また、都心とのネットワークを形成するため、まちのにぎわいと一体となった整備を進めます。特に、新港突堤西地区では、芸術・文化機能を中心とした複合的な都心機能を導入し、新たな創造産業拠点「ウォーターフロント都心」を形成します。

②臨海部における市街地の整備

臨海部では、国際コンテナ戦略港湾である神戸港の機能を強化するとともに、臨海産業エリアにおける工場や流通業務施設の良好な操業環境の整備を進めます。

また、港湾機能の変化等により生じている低・未利用地では、地域特性に応じて、用途転換による既存施設の有効活用や適切な土地利用転換を誘導し、港湾機能や産業機能と都市機能とが調和した、魅力ある新たな市街地として再整備を進めます。

③既存ストックをいかした既成市街地の再整備

既成市街地では、これまで整備を進めてきた道路や公園などの公共施設や地域の資源について、それぞれの機能の連携・強化をはかり、良好な既存ストックをいかした市街地の再整備に取り組みます。

特に、兵庫南部・長田南部では、地下鉄海岸線や兵庫運河、和田岬線を軸にして、数多くの歴史資源の魅力を十分にいかし、世界に誇れるものづくり産業と調和したまちづくりを進めます。さらに、新長田周辺地区において、人が集い、交流する、賑わいのあるまちづくりを進め、地域全体としての魅力を向上します。

④地域拠点・連携拠点の整備

地域拠点・連携拠点では、建物や施設の更新時期にあわせて、民間資金の導入を促し、商業・業務・文化機能等が集積した再整備を誘導します。

特に、鈴蘭台駅周辺では、駅前広場等の交通結節機能の整備改善とともに、共同化ビルの建設を進め、区役所の駅前移転にも取り組みます。

⑤神戸の産業を支える拠点等の整備

ポートアイランドでは、「知識創造エリア」にふさわしい都市基盤の整備を進め、医療産業都市構想をさらに推進します。

神戸複合産業団地では、「内陸新産業エリア」の拠点にふさわしい、広域交通便利性に優れた工業団地・流通業務団地として着実な整備を進めます。

また、新長田駅南地区の再開発事業や浜山地区、学園南地区の土地区画整理事業を着実に推進することにより、良好な市街地を整備します。

(2) 多様な地域特性を活かしたきめ細やかな住環境の整備改善

①老朽木造住宅の密集市街地

防災性の向上を着実に進めるとともに、地域の特色を活かした暮らしやすさや地域魅力の向上をめざして、広範囲に延焼が拡大する恐れがある密集市街地から順次、住環境の整備改善に取り組みます。

ア. 建物の不燃化・耐震化

老朽木造住宅の除去促進や、建物の防火性能に関するルールづくりとあわせた建替や改修の支援により、建物の不燃化・耐震化を促進します。

イ. 狭い道路の拡幅整備

幅員4m未満の狭い道路を拡幅整備するため、道路中心線を確定する取り組みを支援します。

特に、狭い道路が多く避難が困難な密集市街地では、路線ごとの沿道地権者等の合意による整備や、建物の建替にあわせた敷地後退部分の確実な道路空間としての確保を進めます。

<野田北部地区の細街路整備>



また、街区内の重要な道路などの整備にあたっては、区画整理手法などの様々な手法の活用をはかります。

一方、地区計画や近隣住環境計画において、「幅員4m未満の路地として活用する」と位置づけられた道路については、沿道の防火規定の強化とあわせて前面道路の幅員条件を緩和します。

ウ. 共同・協調建替の誘導

商店街・小売市場や老朽住宅などの更新にあわせた共同・協調建替について、地域のまちづくりを支援し、連携して誘導します。

<浜山地区 金平市場の共同建替>



エ. 空閑地（空き地・空き家等）の有効活用

山麓部の斜面地に広がる密集市街地などでは、建替が困難な宅地で生じる空き地や空き家などを有効に活用できる仕組みづくりを進め、緑やゆとりのある住環境の創出をはかります。

②山麓部の低層住宅地

緑豊かな魅力あるまちなみをまもり、育てながら、安全・安心に住み続けられるまちをめざして、道路空間の確保に向けたルールづくりや、建物の不燃化・耐震化、住環境やまちなみの保全に向けたルールづくりなどに取り組みます。

<緑豊かな山麓部の低層住宅地>



③成熟したニュータウン

緑豊かで良好な住環境が保全され、多様な世代の人々が安全・安心で快適に住み続けられるまちをめざして、住環境保全のルールづくりや、周辺緑地の保全、子育て世帯など若い世代の転入を促す住み替えの促進、管理組合などによる共同住宅のリフォーム・建替等の支援などに取り組みます。

④身近に商店街・小売市場があるまち

徒歩圏内で買いまわりのできる便利さを活かし、にぎわいや魅力のあふれるまちをめざして、住宅と店舗の調和をはかる計画的な建物の規制誘導のルールづくりや、共同建替・協調建替の支援、歩道・自転車道・駐輪場の整備、屋外広告物のルールづくりなどに取り組みます。

⑤住宅と工場が共存するまち

住環境と工場の操業環境との調和がはかられ、住宅と工場が共存する地域の特性が活かされたまちをめざして、計画的な建物の規制誘導や、新たな緑の創出、特色あるまちなみの保全・育成などに取り組みます。

＜まちなみルールづくりによる

酒蔵の景観の保全＞



⑥農村地域

都市近郊農業の活性化や自然環境との共生、都市と農村との交流などをめざして、無秩序な開発の抑制による緑の保全や、地域の日常生活を支える交通手段の確保、新田園コミュニティの形成、良好な農村景観や伝統的農家住宅の保全、看板や資材置場などの景観的配慮などに取り組みます。

⑦共同住宅の管理・修繕・建替

分譲マンションに対しては、「すまいるネット」を活用して、適切な管理・修繕・建替のための情報提供・相談体制や、管理組合を支えるしくみを充実します。

民間賃貸住宅に対しては、耐震化やバリアフリー化などを支援します。

また、共同住宅の住民が地域のコミュニティ活動に取り組むきっかけを広げていきます。

⑧ライフスタイルの多様化への対応

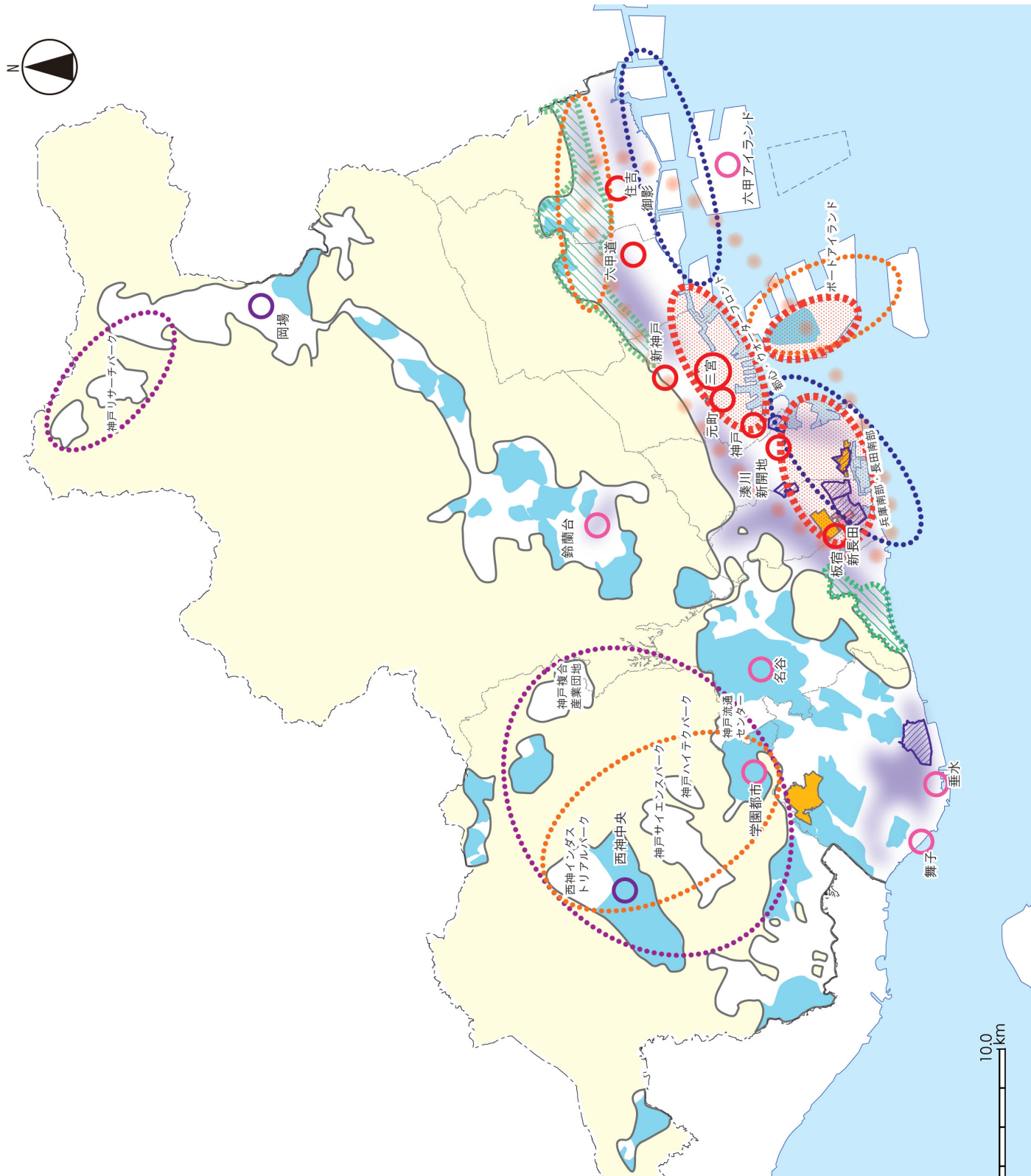
ライフスタイルの変化に応じて住まいや住まい方を選択できるよう、バリアフリー化や、子供の独立にあわせた住み替えなど、リフォームや住み替えがしやすい環境づくりを進めます。

また、良質な空き家を住み替え先として活用することや、子育て世帯に適した住宅供給の支援、多様な高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、公的施設の機能転換などを支援します。

市街地・住環境整備方針図

凡例	
市街地	臨海産業エリア
	内陸新産業エリア
整備	知識創造エリア
	都市域
関連	都市核
	都市拠点
	市街地整備の先導エリア
	連携拠点
環境整備	地域拠点
	密集市街地
環境整備	山麓部の低層住宅地
	成熟したニュータウン
施行中	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
地区	住宅市街地総合整備事業
まちなりのゾーン	

※成熟したニュータウン
昭和60年時点の居住人口が、国勢調査で
1,000人以上の開発団地を記載しています。



第4節

環境共生（緑・水・エネルギー）

1. 現状と課題

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加により、地球温暖化が世界的な緊急に対応すべき課題となっており、低炭素都市の実現に向けた取り組みが重要です。

また、貴重な資源である緑地環境や水環境の健全な保全・形成が求められている一方、山林の荒

廃や耕作放棄地の増加などにより、生物多様性への影響や治水機能の低下などが危惧されています。

既成市街地においては、緑地の減少や人工排熱の増加によるヒートアイランド現象も課題となっています。

2. 基本方針

環境負荷の少ない持続可能な低炭素都市の実現をめざして、①都市機能がコンパクトにまとまった都市構造の形成、②良好な緑地環境や水環境の保全・育成、③エネルギーを効率的に利用する空間づくり、を市民・事業者・行政が協働により進めます。

原則として、住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制するとともに、公共交通機関の利用を中心とする交通施策を推進し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。

近畿圏の広域的な緑地に位置づけられている六甲山系など、都市の骨格をなし、二酸化炭素の吸収源の機能も持つ森林等を保全・育成します。また、河川や海などの良好な水環境や、山から海へとつながる水と緑のネットワークの形成をはかり、市域全体で自然環境の保全・育成及び質的向上をめざします。

既成市街地では、ヒートアイランド対策としての「風の道」の機能のほか、防災、環境、景観など多様な機能をあわせもつ環境形成帯を創出していきます。

再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進に寄与する技術を市内に普及・促進するため、公共施設へ率先して大幅導入するとともに、市民のライフスタイルや事業者等のビジネススタイルをより環境に配慮したものへと転換することをめざします。

3. 施策の方針

(1) 環境負荷の少ない都市構造の推進

①土地利用と交通環境の連携

都市機能がコンパクトにまとまったまちをめざして、原則として住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺などに都市機能が高度に集積した市街地や、六甲山系の山麓部など緑やゆとりのある市街地を戦略的に形成します。

また、歩いて暮らせるまちをめざして、市民の日常生活の徒歩圏内において、商業・医療・福祉などの生活利便施設等が立地できるよう誘導します。

②公共交通を中心とした総合的な交通環境

ア. 公共交通の利用促進

駅前広場の整備など交通結節機能の強化や、乗り換えの円滑化など、公共交通機関の利便性向上をはかります。

特に、都心域においては、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を進めるとともに、都心・ウォーターフロントの回遊性向上のため、商業・業務地への過度な自動車の流入や通過交通の抑制や、歩行者動線の整備、環境にやさしい公共交通の導入に取り組みます。

また、交通が不便な地域においては、地域が主体的に運行するバスをはじめとした新たな移動手段の確保をはかります。

イ. 歩行者や自転車など環境負荷の少ない移動手段

に配慮した道路空間の整備

人にやさしい移動環境を形成するため、歩道環境の改善をはじめ、自転車の利用環境の整備などを進めます。また、電動自転車や、電気自動車などが利用しやすい道路空間の形成や、急速充電設備の整備等に取り組みます。

③環境に配慮した物流

未開通区間の解消など広域圏幹線道路ネットワークの整備や、住宅市街地への大型貨物車の流入を抑制する環境ロードプライシング等により、環境に配慮した物流の円滑化を推進します。

共同集荷・配送システムによる都市内物流の効率化、システム化を進めます。

貨物輸送におけるトラックフィーダーの強化や、内航フィーダーなどの利用促進をはかります。

④環境に配慮した都市施設の整備

循環型社会への移行をめざすため、廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、廃棄物処理施設等については廃棄物の質の変化に対応した施設整備をはかります。

そのほかの都市施設の整備などにあたっては、大気保全や水質保全、騒音・振動・悪臭対策など環境保全対策を推進します。また、エネルギー効率にも配慮した都市施設の配置を検討します。

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある大規模な事業にあたっては、環境影響評価の実施により、事業の構想・計画段階から環境への配慮をはかります。

(2) 良好な緑地環境や水環境の保全・育成と風の道の形成

二酸化炭素の吸収源となる六甲山系などの森林（みどりのゾーン）や、田園集落と一体となった農地や自然緑地（田園のゾーン）、河川や海の良好な水環境など、都市の骨格を形成する水と緑を保全・育成するとともに、それらのつながりを意識した「水と緑のネットワーク」の形成をはかり、市域全体で自然環境の保全・育成及び質的向上をめざします。

また、既成市街地では、都市のシンボルとなる河川や街路において、防災、環境、景観、風の道などの多様な機能をあわせもつ「環境形成帯」を創出していきます。

①都市の骨格を形成する緑地の保全・育成

近畿圏の大都市を環状に取り囲む広域的な緑の一部を形成している六甲山系や帝釈・丹生山系など、都市の骨格を形成する緑地などを、生物多様性の保全や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源などの観点から、特別緑地保全地区の指定などにより、適切に保全・育成します。

特に六甲山は、神戸を特徴づける貴重な資源であり、その豊かな自然からさまざまな恵みを受けていることから、森林整備の戦略プランを策定し、荒廃した森林の整備促進や企業参加のしくみづくり、森林に関する人材育成、バイオマス資源の活用などにより、民・学・産と行政が一体となってその保全・育成に取り組めます。

②農地・ため池・里山の保全・活用

農地では、耕作放棄地が発生しないよう農地を適切に管理するとともに、農地の貸し借り（流動化）を推進することにより、担い手への農地の利用集積に取り組めます。

ため池では、ため池クリーン作戦、ため池ハイキング、かい堀り体験、生き物教室等イベントを通じた、ため池管理者と地域住民の参加と協働によるため池の美化・保全活動を推進します。

里山では、レクリエーションや教育の場としての、散策路や森林浴、ハイキングコースの整備を進めます。

<棚田の風景>



③持続可能で健全な水循環系の形成

さまざまな水循環系の現状や、関連施策に関する情報を共有しながら、水資源をより有効に活用し、持続可能で健全な水循環系の形成をはかります。

ア. 河川

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川風景を保全・創出する「多自然川づくり」を改修・補修時等にあわせて推進します。

イ. 下水道

大阪湾の水質環境基準の達成・維持をはかるため、全ての下水処理場において高度処理を導入し、良好な水環境を保全するとともに、貴重な水資源の有効活用をはかります。

④生物多様性の保全など自然共生社会の実現

生物多様性の保全や水源の涵養のため、森林の保全・育成をはかり、山から海までの水と緑のつながりにより生物の生息空間を広げる生態系ネットワークの形成を進めます。

また、しあわせの森と国営明石海峡公園神戸地区を、神戸市の生物多様性保全のシンボルとして、生育する希少種を積極的に保全するとともに、農業体験などを通じた里地里山での生物多様性の再生をはかります。

⑤「風の道」の機能をもつ環境形成帯の創出

既成市街地の住吉川・石屋川・都賀川・生田川・新湊川・妙法寺川の6河川と、浜手幹線・中央幹線・山手幹線の3大幹線において、河川や街路が本来持っている機能に加え、防災や環境、景観など多様な機能をあわせもつ「環境形成帯」を創出していきます。

河川及び河川沿いの公園・緑地・道路の一体的な整備や、街路樹の効果的な配置、沿道建築物の緑化の推進などにより、火災時における延焼の遅延・防止や避難経路のほか、市民のレクリエーション空間・生物の生息空間・心地よい歩行者空間や、風格あるまちなみ景観を、協働と参画でつくりあげ、良好な維持管理をしていきます。

また、瀬戸内海からの海風や六甲山からの涼しい山風が市街地に流れ込むような「風の道」を形成するため、街路樹による緑陰空間の確保をはじめ、沿道建築物の屋上・壁面緑化、保水性舗装、道路への散水・打ち水などを進めます。

⑥市街地における公園・緑地の保全・育成

市街地では、市民の憩いの場となる公園を適正に配置するほか、ニュータウンなどのまとまった緑地、生産緑地などを保全・育成します。

民有地の良好な緑については、「風致地区」による保全とあわせて、「ふれあい市民緑地制度」などを活用し、土地所有者の理解のもと市民がまもり育てることにより、快適な都市環境の保全や向上をはかります。

また、公園や緑地などのクールスポットからの冷気のにじみだし効果によって、周囲の気温上昇の緩和をはかります。民有地においても建築物の屋上や壁面、駐車場等を緑化することによって、既成市街地におけるヒートアイランド現象の緩和をはかります。

⑦協働による水と緑の保全・活用

六甲山系等の山々や、住宅地・田園地域に近接する里山等における、地域・NPO・事業者との協働と参画による森林の保全活動や河川の愛護活動、雨水の貯留・浸透やせせらぎの整備・管理、まちの美緑花ボランティア制度による地域の公園管理などを通じて、地域の生活環境に潤いをもたらす水と緑を愛護する活動を支援し、水と緑の継続的な保全・活用に取り組みます。

<協働による緑の保全>



(3) エネルギーを効率的に利用する空間づくり

都市施設や建築物・建築設備の更新時期にあわせて、エネルギー消費の削減や利用効率の向上、未利用・再生可能エネルギーの活用など、低炭素都市の実現に向けた取り組みを推進します。

①エネルギー消費の削減と利用効率の向上

ア. 建築物単位での取り組み

公共建築物においては、断熱性能や省エネルギー設備に関する基準を設け、新築時や機能更新時に積極的な導入を進めます。

民間建築物においては、省エネ法等の届出制度や、すまいの環境性能表示などにより、建物の新築・増築・改築時の省エネルギー性能の向上を促進します。

イ. 地区単位での取り組み

市民のライフスタイルをより環境に配慮したものへと転換するため、環境にやさしいまちづくりに関心のある地域において、地区単位でのエネルギー使用量等を調査・公表して二酸化炭素を「見える化」するとともに、削減量に応じた顕彰制度を設けることなどにより、低炭素都市づくりの取り組みを啓発します。

ウ. 建替更新や開発を契機とした面的な取り組み

老朽化した建築物に対して、共同化などによる建替えを支援し、建物の集約化によるエネルギー利用の効率化を促進します。

新たな開発等にあわせて、地域冷暖房や建物間熱融通などのエネルギーの面的利用や、エリアエネルギーマネジメントの導入を誘導します。

また、低炭素モデル街区を選定し、エネルギーの面的利用や、先進技術の導入を推進します。

②未利用エネルギーの活用

ア. 未利用エネルギーの現状把握

工場や廃棄物処理施設・研究施設などからの排熱や、河川・海水などの温度差エネルギーなど、市内に存在する未利用エネルギーについて位置・規模・特徴等を把握し、周辺地域における積極的な活用を誘導します。

イ. 公共施設における未利用エネルギーの活用

クリーンセンターでの焼却に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、敷地内での利用や周辺施設での利用を進めます。

下水の処理過程で発生する消化ガスや消化ガスを高度精製した「こうべバイオガス」を、場内での発電や余熱利用します。また、「こうべバイオガス」を市バスなど自動車燃料、都市ガスへの供給を行うなど、エネルギーを地産池消するまちづくりを進めます。

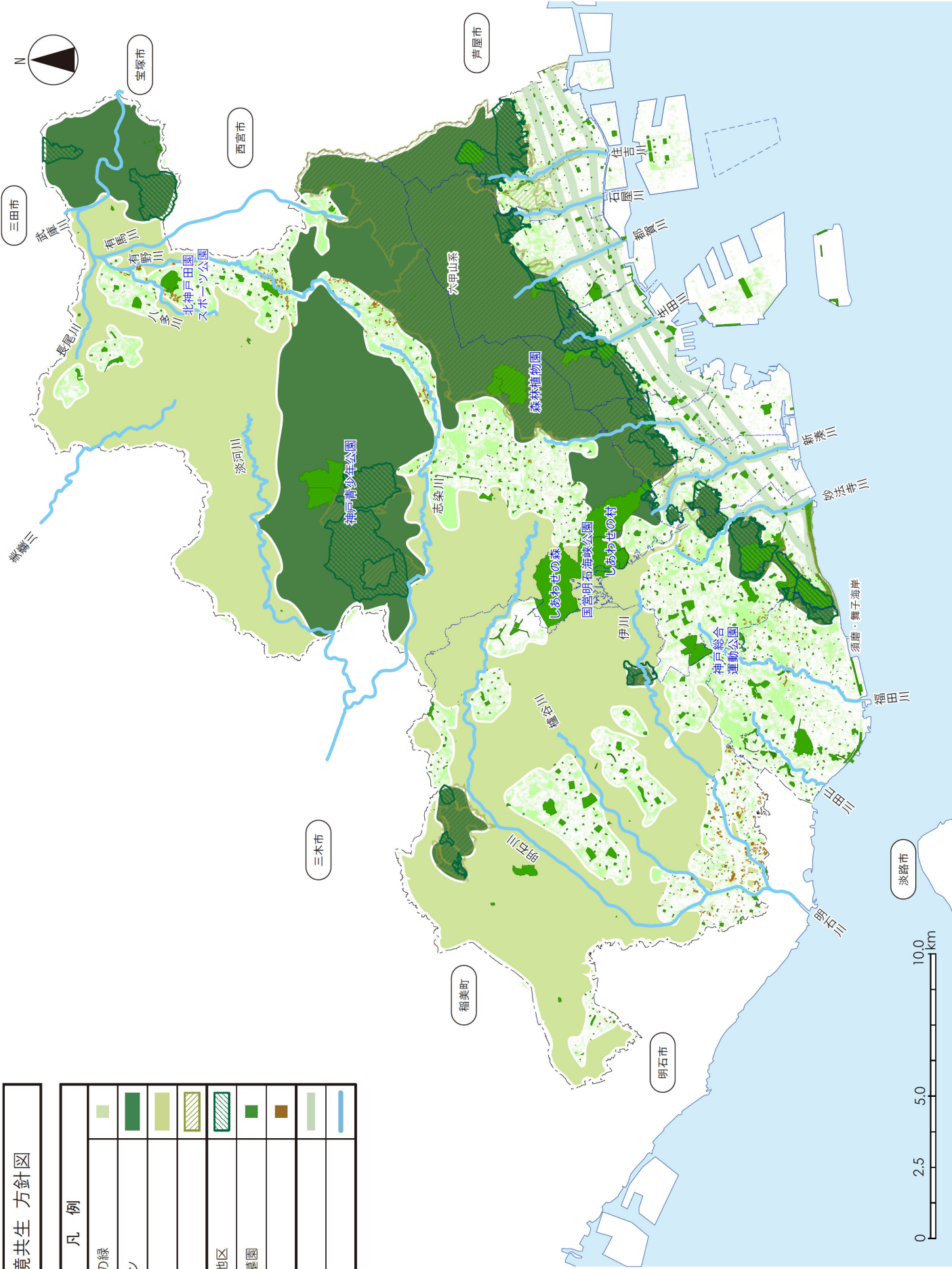
③再生可能エネルギーの活用

公共施設に太陽光発電の導入を推進し、施設内で使用する電力の一部として活用するなど、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電などの再生可能エネルギーを公共施設に大幅導入するとともに、市民・事業者等へ啓発・広報・補助を行い、普及を促進します。

再生可能エネルギーのさらなる有効利用や省エネルギーを推進するため、情報通信技術等を活用したシステムの導入などをはかります。

環境共生 方針図

凡 例	
まちのゾーンの緑	
みどりのゾーン	
田園のゾーン	
風致地区	
特別緑地保全地区	
公園・緑地・墓園	
生産緑地	
環境形成帯	
河川	



第5節

都市の安全・安心

1. 現状と課題

市民の安全な暮らしや経済活動を支える上で、道路・公園・鉄道・電気・ガス・上下水道などの都市基盤施設はなくてはならないものです。

近い将来、発生する可能性が高い南海・東南海地震などの大規模な災害や、地球温暖化に伴う気

候変動などによる自然災害に対して、減災の視点から、都市のぜい弱性を減少させるソフト・ハード両面の十分な備えが求められています。

また、日常生活における犯罪や交通事故の防止の取り組みも継続していく必要があります。

2. 基本方針

まちの安全を確保するためには、市民・事業者・行政が日頃から協働と参画による様々な取り組みを進め、非常時にはそれぞれの役割を的確に果たすことが重要です。

都市基盤施設については、老朽化に対応した適正な維持・更新とともに、時代の要請に応じた機能強化をめざします。

過去の大災害等の経験を教訓として、地震や局地的な集中豪雨などのあらゆる危機から、市民の生命や財産などを守っていくために、平時からの備えを十分に行い、非常時にはそれぞれの役割を果たせる仕組みづくりをめざします。

特に、大災害に対する都市のぜい弱性を減少させるため、減災の視点から、ソフト・ハード両面の対策を着実に進めることで、被害を最小限に抑えるまちをめざします。そして、「自分の安全は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持つて的確な行動がとれるような自律性の高いまちをめざします。

防犯及び交通安全については、協働と参画でパトロール等の諸活動に取り組んでいきます。

3. 施策の方針

(1) 防災拠点・交通体系・ライフラインの機能強化

①防災拠点の機能強化

大規模な災害・危機発生時に、危機管理の機能を確保し、他の関係機関との連携のもと、市民の生命・身体・財産を守る拠点となる危機管理センターの整備を進め、防災中枢拠点の機能強化をはかります。また、区役所や消防署の耐震性の向上や設備の充実等による防災総合拠点の整備を進め、機能強化をはかります。

②広域避難場所の機能強化

災害時の避難・救援の拠点となる広域避難場所を確保します。

防災公園において、備蓄倉庫や防火水槽、防災トイレなどの防災施設を整備・充実するとともに、地域防災福祉コミュニティ等との連携により積極的な利活用をはかっていきます。

③緊急輸送道路・鉄道・海上ルートなどの機能強化

ア. 緊急輸送道路

救援物資や緊急物資等の輸送路を確保するため、今後の道路の整備状況や防災拠点計画等もふまえて、緊急時における輸送活動に適した円滑で効果的な緊急輸送道路ネットワークを拡充するとともに、緊急輸送道路にかかる橋の耐震化を進め防災機能の強化をはかることにより、災害時でも都市活動を維持できる交通体系を確保します。

イ. 鉄道・港湾・空港

災害時にも確実に円滑な交通を確保するため、公共交通網の多重性を確保します。

また、神戸港を活かした海上交通の充実やヘリポートの活用、神戸空港の活用により、陸・海・空の連携した総合的な広域交通体系を確立します。

さらに、それぞれの交通施設の耐震性を強化す

ることにより、災害時においても都市活動を維持できる交通体系を確保します。

④ライフラインの機能強化

ア. 上水道

災害直後における応急給水に必要な飲料水を確保するため、応急給水拠点を整備するとともに、既設送水トンネルのバックアップ機能、市街地直下での貯留機能を備える大容量送水管の早期完成をめざします。

経年劣化した配水管の中で、優先度の高い管路から計画的に更新することにより、連続した耐震管網の形成をめざします。また、浄水場や配水池等の施設については、施設の計画的な更新・耐震化に取り組みます。

イ. 下水道

処理場やポンプ場、重要な管渠の耐震化をはかる「防災対策」と、その他の管渠などでも被災を想定して被害の最小化をはかる「減災対策」を組み合わせた総合的な地震対策を進めます。また、災害時などの対応・行動計画を定めるとともに、災害時は「処理場ネットワークシステム」を活用することで、高度化した都市機能への影響を最小限に抑えます。

ウ. 電気・ガスなど

電気、ガス、通信等の各供給事業者において、施設の耐震性向上や災害発生に備えた防災体制の整備を進めるように努めます。

また、災害時に電柱の倒壊や電線の垂れ下がりなどをなくすため、道路の無電柱化を進めます。

災害時発生時には、被害・復旧情報を迅速に収集伝達し、緊急性をふまえて効率的に各ライフラインの復旧対策を進めていきます。

(2) 災害に対する都市の防災機能の強化

震災、火災、土砂災害、水害などによる被害を軽減するため、防災施設の整備・充実とあわせて土地の使い方の工夫などを進め、都市の防災機能を強化します。

①震災・火災に強い空間づくり

ア. 延焼遮断機能の確保

火災発生時に安全な避難路を確保し、火災の延焼を遅延・防止するため、河川や街路などによる延焼遮断機能の確保をはかります。

特に、河川的环境形成帯では、消火用水や生活用水等の利水拠点として利用できるよう河川及び河川沿いの公園・緑地・道路を一体的に整備します。

また、街路的环境形成帯では、街路樹の効果的な配置や、沿道建築物の不燃化をはかります。

イ. 消防水利の確保

地震火災への対応として、耐震性防火水槽の設置、河川・海水・雨水などの利用、プールや池の指定水利化などを推進してきました。今後も、これらの施設を適正に維持管理していくとともに、建築指導や開発指導時に防火水槽の設置を推進するなど、多様な消防水利の確保をはかります。

ウ. 建築物の耐震化の促進

阪神・淡路大震災で亡くなられた方のうち、約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、東南海・南海地震など、近い将来発生する可能性が高い地震から、市民の生命・身体・財産を守るため、建築物の耐震性の確保が必要です。大規模な地震への備えの周知など市民意識の向上をはかるとともに、無料耐震診断や耐震改修工事の補助等の支援策により、建築物の耐震化を進めます。

<マンションの耐震改修工事の事例>



<耐震キャラクター（オキールファミリー）>



エ. 建築物の不燃化の促進

人の集中する商業・業務地などでは、防火地域の指定により地域内の建築物の不燃化を進めます。

また、防災性の改善等の課題を抱えている既成市街地などでは、準防火地域の指定により建築物の防火性能を高め、延焼を抑制します。

特に、広範囲に延焼が拡大する恐れがある密集市街地では、建築物の不燃化や老朽木造住宅の除却に、重点的に取り組みます。

②土砂災害・水害に強い空間づくり

ア. 土砂災害に対する防災機能の強化

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業などを推進するとともに表六甲地域において、六甲山系グリーンベルト整備事業を積極的に推進します。あわせて土砂災害警戒区域の指定や警戒避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域の指定による開発規制や構造規制を行うなどのソフト対策を充実させることにより、総合的な土砂災害対策を推進します。

<六甲山系グリーンベルト整備事業>



国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 HP より

市街地に接する六甲山系の山麓部の防災機能を強化するため、六甲山系南部の市街地に面する斜面一帯について、防砂の施設として都市計画決定し、国や県が公有地化をはかるとともに、樹林整備や砂防工事を行うことによって、災害に強い空間づくりと緑豊かな都市環境の保全・創出をはかります。

イ. 河川等の洪水に対する防災機能の強化

昭和 13 年、42 年災害で大きな浸水被害があった河川の改修を推進します。高橋川、妙法寺川、伊川、櫛谷川の改修を推進するとともに、未改修河川の事業化をはかります。

あわせて、貯留・浸透施設の雨水流出抑制施設を整備するとともに、開発行為等に際して、下流河川等の流下能力を考慮した調整池設置を適正に指導します。

また、農業用水を貯めるため池は雨水の流出抑制機能を発揮しているものの、老朽化等による危険性の高いため池も存在することから、ため池改修を進め災害の未然防止をはかります。

ウ. 浸水に対する防災機能の強化

低地盤地区や浸水に対する危険度が高くなっている地区の雨水幹線やポンプ場の整備を進め、都市化の進展により増大している雨水流出量に対応し、浸水被害の軽減をはかるとともに、貯留施設・浸透施設の設置を推進し、短時間に大量の雨水が流出することを防ぎます。

あわせて、ヒートアイランド対策によりゲリラ的な集中豪雨の発生を抑制します。

エ. 津波や高潮に対する防災機能の強化

津波や高潮の対策として、引き続き防潮胸壁や防潮鉄扉の整備を進めます。特に、多くの市民や来街者が集い・憩うエリアにおいては、周辺の景観との調和をはかるとともに、回遊性や眺望の保全に努めます。

また、生田川から宇治川にかけての神戸港に面した低地盤地区の浸水対策としては、引き続き防潮胸壁等の整備と雨水幹線や雨水ポンプ場等の内水排除施設の整備を併せた対策を進めていきます。

(3) 協働と参画による地域の防災・防犯力の向上

平常時から地域と危険情報を共有し、防災・防犯などに関する知識の普及に取り組むとともに、災害時における地域の対応力を強化し、地域のつながりに根ざした安全な空間づくりを推進します。

①危険情報の共有と防災・防犯・交通安全などの取り組みの推進

ア. 防災

災害発生時に的確な判断や行動ができるよう、地域の延焼危険情報などを掲載した安全マップの作成や、がけ崩れの危険地などのハザードマップの整備・充実と広報紙KOBÉ防災特別号での情報提供などにより、災害危険情報や防災に関する知識の共有をはかります。

イ. 防犯

犯罪のない安全で安心な空間づくりのためには、地域が「地域の安全は地域で守る」という意識をもち、地域力を高めていくことが重要です。

地域の防犯力の強化のため、街路灯の32W化による照度アップなどとあわせて、日頃からの防犯パトロールや「灯かりのいえなみ協定」の締結など、地域での取り組みを促進するための支援を進めます。

ウ. 交通安全

地域組織や警察などの関係団体と連携しながら、交通安全市民運動や子ども、高齢者を中心とした交通安全教室や交通安全総点検を実施し、交通事故のない神戸をめざします。

②災害時における地域の対応力の強化

ア. 地域防災の中核となる組織づくり

あらゆる災害時における地域の対応力（特に初動対応）を強化するため、地域防災の中核としての消防団や防災福祉コミュニティなどの活動を支援します。

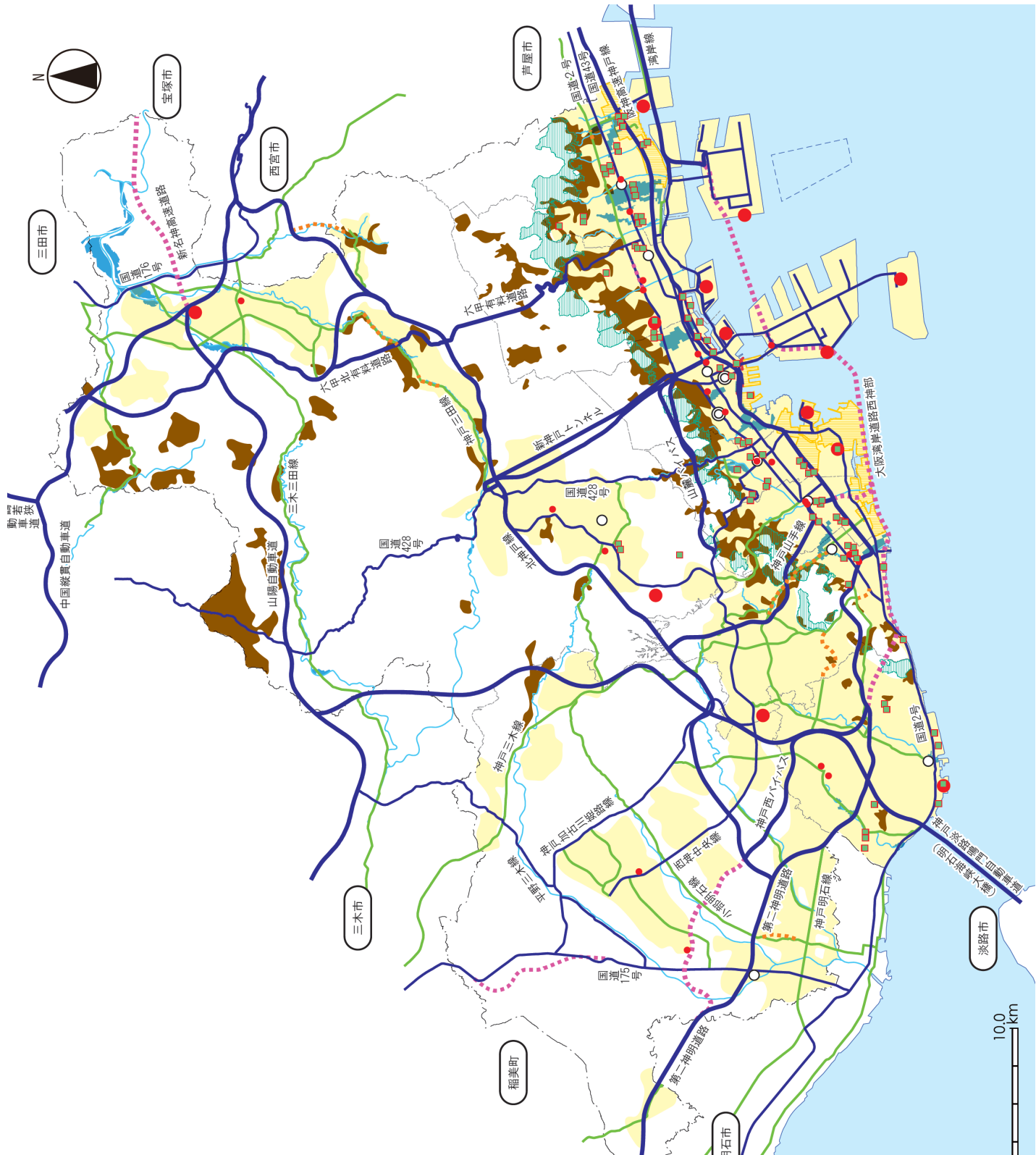
イ. 被害を最小限に抑えるための体制づくり

平常時から活用されている連絡網を活かした情報伝達能力の向上や、高潮に備えた防潮鉄扉の閉鎖訓練の定期的な実施、要援護者の避難を支援する体制づくりなど、「減災」の視点から、地域の市民や事業者の方々とともに、災害時にも被害を最小限に抑える空間づくりを進めます。

都市の安全・安心方針図

凡 例	
神戸市役所 (危機管理センター) ・兵庫県庁	◎
区役所	○
消防署、警察署	●
第1次緊急輸送道路 (有料道路)	— (太い)
第1次緊急輸送道路 (一般道)	— (細い)
第2次緊急輸送道路	— (点線)
第1次緊急輸送道路 (計画・事業中)	— (点線)
第2次緊急輸送道路 (計画・事業中)	— (点線)
広域防災拠点 (物流、港湾、ハブポート)	● (赤)
広域避難場所	■ (赤)
土砂災害危険箇所	■ (茶)
防砂の施設	■ (縦線)
浸水想定区域	■ (水色)
津波の避難対象地区	■ (縦線)
まちのゾーン	■ (黄色)
河川	— (青)

※ 関係機関と協議の上、図に記載している路線を緊急輸送道路として位置付ける予定です。



第6節

都市デザイン

1. 現状と課題

緑豊かな六甲山、美しい海、西北神の田園などの恵まれた自然環境や、変化に富んだ明るく開放的なまちなみなど、神戸には多彩で魅力的な空間が数多くあります。このような美しい自然環境やまちなみをまもり、そだて、つくり、そして次世

代に引き継いでいくことは、我々の責務ともいえます。そのために、にぎわいと楽しさにあふれ、市民や来訪者がやすらぎやこちよさを感じられる魅力ある都市空間づくりを、協働と参画により進めていく必要があります。

2. 基本方針

神戸のまちを「デザイン都市」にふさわしい美しさや魅力を備えたまちとしていくためには、市民一人ひとりが、山や海などの恵まれた自然環境や異国情緒あふれるまちなみなど、多彩で特色あるまちをまもり、そだて、つくるとともに、「デザイン」の視点で磨きあげていくことが大切です。

港、異人館、酒蔵、温泉、田園などの神戸の特徴的なまちなみを、そこでの人々の活動や営みなどを含めて保全・育成するとともに、自然景観と市街地景観が調和する良好な眺望景観を大切にすることにより、魅力ある景観形成をめざします。

また、多様で深化した観光・レクリエーションのニーズに対応するため、何度訪れても楽しみ、学びがあるよう、自然・歴史・ライフスタイルが

作り出した神戸ならではの観光資源を磨き、文化芸術を活かした賑わいの創出など、多彩さを加えていきます。あわせて、これらの観光資源の連携・融合による相乗効果を促し、神戸全体の魅力向上をめざします。そして、来街者でにぎわう持続可能なまちをめざし、集客観光の前提となるおもてなしの充実をはかります。

そして、子どもや高齢者、外国の方など、誰もが安心して快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進め、「ひと」が集い、その「知」の力を交流・融合することにより、将来にわたって神戸のまちの魅力を維持し発展させていきます。

市民・事業者・行政が協働して、「住んでよし。訪れてよし。」のまちの美しさや魅力の向上に向け、神戸のまちに愛着と誇りを持ち、様々な取り組みを進めます。

3. 施策の方針

(1) 神戸固有の多彩で特色ある景観の形成

①変化に富んだ地形特性を活かした眺望景観の保全・育成

神戸は、港と六甲の山並みが市街地と一体となった景観や西北神地域の豊かな自然と田園集落の景観など、変化に富んだすばらしい眺望景観に恵まれています。「神戸らしい眺望景観50選10選」を基本に、それぞれの地域ごとに景観特性に応じて、建築物等の高さや幅の規制誘導、視点場の修景整備、電柱電線・屋外広告物などの眺望障害要素の整理などの取り組みを進めます。

<元町1丁目交差点（大丸前）から錨山を眺める見通し型眺望景観>



<ポートアイランドしおさい公園から六甲の山並みと市街地を眺める見晴らし型眺望景観>



②神戸らしい特徴的なまちなみの形成

北野、旧居留地、南京町、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成をはかる地区について、景観法や都市景観条例を活用して、まちづくり団体等と連携しながら、地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組みます。

また、環境形成帯では、周辺のまちなみや自然環境を含めて、神戸の都市のシンボルにふさわしい空間づくりを誘導します。

他の地域においても、住宅地や商業・業務地、工業地などの土地利用や地域特性に応じて、調和のとれたまちなみの形成をはかります。

<北野のまちなみ>



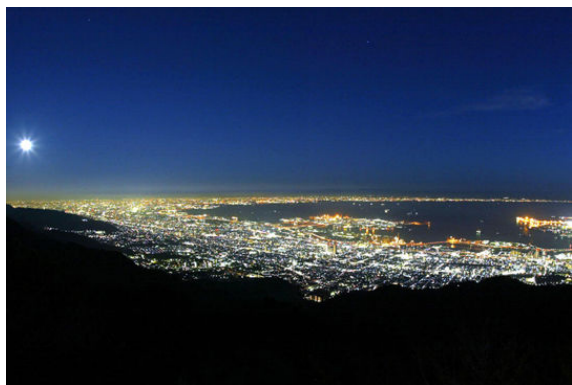
<旧居留地のまちなみ>



③特色ある夜間景観の形成

神戸の夜景は「一千万ドルの夜景」として親しまれており、神戸らしさを表す大切な要素です。地域の個性を活かしながら、ランドマークとなる建物・公共施設やウォーターフロント、河川、道路などにおいて、照明による効果的な演出をはかることで、神戸の夜間景観をより魅力的なものにしていきます。また、多くの人が夜間景観を楽しむことができる視点場等の環境整備を進めます。

<掬星台からの1千万ドルの夜景>



④農村景観の形成

農村地域の良好な景観を形成していくためには、人と自然とが共生した緑豊かで活力ある営農環境の保全・育成が不可欠であることから、里づくり協議会等による集落の活性化の取り組みと連携した景観形成を推進します。また、市街化調整区域の幹線道路沿いでは、建物や屋外広告物などが自然や周辺環境と調和したデザインとなるよう、規制誘導をはかります。

<雄岡山を望む田園風景（西区）>



<南京町のライトアップ>



<茅葺民家の残る農村風景>



⑤公共空間のデザイン向上

道路、公園、港湾、河川などの公共空間はまちの骨格を構成し、景観に与える影響も大きい重要な要素です。これらは、機能性、快適性や、来街者に対するおもてなしの表現なども含め、専門家によるデザインアドバイザー制度により、デザインの質の向上をはかります。

<六甲せせらぎ通り>



⑥建築物等の優れたデザインの誘導

建築物や工作物は、公共空間とともに景観を構成する大きな要素であり、多くは民間のものです。

神戸のまちの特性を活かした神戸らしいデザインとしていくため、さらに優れたデザインを引き出すためのしくみづくりに取り組みます。

<神戸らしさを考えてデザインする>



⑦歴史的建築物などの保存活用の促進

地域のシンボルとなっている、近代建築物や地域文化を伝える古民家などにおいて、継続的な利用や新たな機能を加えた活用を促進することにより、良好な状態で保存するとともに、周辺地域と一体となった景観形成にも取り組みます。

<旧神戸生糸検査所>



⑧周辺環境と調和した屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物はその機能上、目立つよう設置されるため景観の重要な構成要素であり、地域特性をふまえて形態・意匠の規制・誘導を行う必要があります。地域ごとに合意形成をはかりながら、地域特性を活かした実効性のあるルールの方策に取り組みます。

<モザイクの屋上広告（第21回景観・ポイント賞受賞）>



(2) 交流やレクリエーションを支える空間づくり

緑・海辺のシンボルエリアなど都市近郊にある自然や、歴史のあるみなど、酒蔵、温泉など、神戸固有のまちの資源をデザインの視点で磨きあげ、交流・融合や市民のレクリエーションの場としての魅力向上をはかります。

①都心・ウォーターフロントの魅力向上

「デザイン都市・神戸」の具現化をはかるリーディングエリアの1つとして、都心とウォーターフロントを一体化し、神戸の魅力を世界に発信していきます。

ウォーターフロント都心となる新港突堤西地区では、芸術・文化機能を中心とした複合的な都心機能を導入し、新たな価値を生む創造産業や文化が生まれる場を創出するとともに、人々がにぎわう新たな都心として、神戸のブランドイメージを高める場の形成をはかります。

また、旧神戸生糸検査所の転活用をはじめ、これまでみなとまちの発展を支えてきた倉庫群などの近代建築物、くし型突堤などの歴史的建造物など地域の資源や、海に面するロケーションなどを最大限に活かし、歴史の重層性が感じられる魅力的な空間を創造します。

そして、港に面したプロムナードをはじめ、道路、広場、交通施設などにおいて、質の高いホスピタリティにあふれた公共空間のデザインを導入し、市民や来街者が気楽に訪れ、国際的なみなどまち神戸を満喫できる地域とします。

②神戸を特徴づける「シンボルエリア」の魅力向上 ア. 緑のシンボルエリア

六甲山系の緑のシンボルエリアにおいて、眺望景観や豊かな自然環境を保全・育成するとともに、レクリエーションや環境教育の場としての活用をはかります。

また、事業者と連携・協力し、六甲山の観光施設を有機的に結ぶ交通環境の形成を促進します。

イ. 海辺のシンボルエリア

須磨から舞子海岸の海辺のシンボルエリアにおいて、美しい白砂青松の海岸景観の保全・育成をはかるとともに、親水性を高める海浜の保全や緑化の推進、レクリエーションの拠点としての公園・緑地の充実などにより、魅力の向上をはかります。

③自然とふれあう「憩いの拠点」の整備・活用

しあわせの村や有馬温泉、総合運動公園などの主な公園・施設を、福祉、保養、スポーツ・レクリエーションの場として活用します。

しあわせの森と国営明石海峡公園神戸地区では、民・学・産と行政の連携によって、森の手入れや環境学習、森林レクリエーション、里地・里山農業体験・維持管理作業などを通じ、自然とふれあうことのできる場所として整備を進めます。

④にぎわいのある空間づくり

都市空間の中で大きな要素を占める道路空間を、車や人などを通す交通機能のための空間としてだけでなく、オープンカフェやイベントなど、にぎわいづくりのための場として積極的に活用し、魅力的な空間をデザインしていきます。

⑤身近な公園や空き地などの活用

身近な公園や空き地・空き家などを、地域における交流やにぎわいづくりのための場として、住民自らが管理・活用する取り組みを推進します。

また、農村地域におけるコミュニティの形成や活性化のために、地域との協働により、地域住民の交流・スポーツ・レクリエーションの拠点となる場の創出を進めます。

(3) ユニバーサルデザインの空間づくり

高齢者や障がい者、乳幼児連れの方、外国の方など、誰もが暮らしやすく訪れやすいまちをめざして、人々が持つ様々な個性や違いをこえて、一人ひとりが互いに多様性を認めあい、はじめから、誰もが利用しやすいようにまちや建物などをつくる「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた空間づくりを進めます。

①施設や移動空間における取り組みの推進

誰もが安心して快適に過ごせるまち、みんなに優しいまちをめざして、多くの方が利用する施設や、各施設を結ぶ移動空間などにおいて、段差の解消や案内サインの設置などのハード整備とあわせて、施設やルートの情報発信などのソフト面の取り組みを進めます。

ア. ユニバーサルデザインによる施設整備

多くの市民や来街者が利用する駅などの旅客施設や集客・観光施設などでは、公共施設だけではなく民間施設においても、事業者の協力のもと、多機能・多目的トイレ「こうべ・だれでもトイレ」など、誰もが施設を利用しやすい環境づくりを進めます。



イ. 移動空間や公園のユニバーサル化

道路などの移動空間においては、歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置のほか、ベンチなどのくつろぎ空間の整備を進めるとともに、高齢者や障がい者、外国人など様々な方に配慮した案内サインや誘導サインの整備などに取り組み、誰もが回遊・滞在しやすい空間づ

くりを進めます。

また、市民が日常利用する公園では、スロープの設置などによる段差の解消、階段への手すりの設置など、ユニバーサルデザイン化に努めます。

ウ. 公共交通

交通事業者と連携・協力しながら、高齢者や障がい者が利用しやすいノンステップバスや福祉タクシーなどの運行を推進します。また、わかりやすい案内サイン整備や交通情報の発信に取り組むなど、外出しやすい環境づくりを進めます。

エ. ユニバーサルデザインの情報発信と啓発

市民や来街者に対して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設や移動ルートをわかりやすく案内するなど、情報発信の充実をはかります。

すまいについては、市民への情報発信の充実や相談体制の強化、事業者への啓発などを通じて、市民や事業者による自主的なユニバーサルデザインの取り組みを支援します。

また、ユニバーサルデザインに関する取り組み事例の紹介や情報交換の場として、事業者や施設管理者、ユニバーサルデザインの普及に関する活動をされている団体などによる交流会を開催し、ユニバーサルデザインの取り組みを広げます。

②多様な文化が共生する生活環境の整備

神戸は国際港都として発展し、多様な文化が集積した都市です。特に、外国の方が多く生活している六甲アイランドや北野、長田南部などにおいて、外国人コミュニティの支援、多言語サインの整備など、多様な文化に対応できる空間づくりを進めます。

(4) わがまちの魅力を磨きあげる取り組み

①景観まちづくりの支援

地域みなさんが自主的にわがまちの景観形成の検討を進め、景観形成市民協定や地区計画などの地域ルール策定や、ルールに基づいた活動などを支援していきます。

そして、地域活動と連携して、飾花や緑化などによりまちに彩りを加えるとともに、放置自転車対策など道路の適正な管理に取り組み、おもてなしの心の感じられる居心地のいい空間づくりを推進します。

また、景観に対する関心を早い時期に持てるように、子どものころからの景観教育にも取り組みます。

<まちかどでのワークショップ（岡本地区）>



②まちの美^{みりょくか}緑花の推進

花や緑と身近に触れあえる機会を通じて住民相互の交流がより一層高まるよう、空き家や低未利用地を、コミュニティ花壇や菜園など地域の共用空間として有効活用をはかります。

また、「緑のカーテンプロジェクト」など、景観にも配慮した建築物の屋上緑化や壁面緑化を進めます。

風致地区周辺など、社寺林や屋敷林などの緑が多く集まったエリアは「緑地保全配慮地区」に指定し、地域住民による「緑をともに守り育てる」という共通認識のもと、協働と参加によりまちなみ景観の保全・育成をはかります。

<まちぐるみ花のまち事業（新長田地区）>



③景観としての生活文化・活動の振興

景観は、自然地形や建物・施設などの有形物だけでなく、それらを舞台に日々活動する市民みなさんの姿や様子、さらにまちの歴史や文化などが重なり合って形づくられます。風土・風習や生活文化、市民気質や、おもてなしの気持ちなどが現れた、地域の活動やイベントなどの振興をはかりながら、神戸らしい文化的景観を大切に守り育てます。

<南京町・春節祭>



都市デザイン方針図

凡 例	
神戸らしい眺望景観	
景観計画区域	
景観形成地域	
ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> まちのゾーン 田園のゾーン みどりのゾーン
河川	
環境形成帯	
シンボルエリア (緑・海辺)	
都心・ウォーターフロント	
憩いの拠点	

都心・ウォーターフロント周辺の拡大図

